第二章　社会保障制度改革の基本方針

（公的年金制度）

第五条　政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一　今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

二　年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

（医療保険制度）

第六条　政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一　健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

二　医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

三　医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

四　今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

（介護保険制度）

第七条　政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

（少子化対策）

第八条　政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章　社会保障制度改革国民会議

（社会保障制度改革国民会議の設置）

第九条　平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

（組織）

第十条　国民会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2　委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

4　国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

5　会長は、国民会議の会務を総理する。

6　委員は、非常勤とする。

（資料の提出）

第十一条　国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（事務局）

第十二条　国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4　事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

（設置期限）

第十三条　国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十四条　国民会議に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（生活保護制度の見直し）

第二条　政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

一　不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二　生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

子ども・子育て支援法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十五号

子ども・子育て支援法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　子ども・子育て支援給付
第一節　通則（第八条）
第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節　子どものための教育・保育給付
第一款　通則（第十一条―第十八条）
第二款　支給認定等（第十九条―第二十六条）
第三款　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）
第三章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一節　特定教育・保育施設（第三十一条―第四十二条）
第二節　特定地域型保育事業者（第四十三条―第五十四条）
第三節　業務管理体制の整備等（第五十五条―第五十七条）
第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
第四章　地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
第五章　子ども・子育て支援事業計画（第六十条―第六十四条）
第六章　費用等（第六十五条―第七十一条）
第七章　子ども・子育て会議等（第七十二条―第七十七条）
第八章　雑則（第七十八条―第八十二条）
第九章　罰則（第八十三条―第八十七条）
附則